

〒141-0031

東京都品川区西五反田4丁目32-9

東京日産西五反田ビル1号館3階

一般社団法人日本自動車販売協会連合会東京都支部

日本財団チャリティー自販機 ご担当者 様

領 収 証

2025年04月15日

14200419054

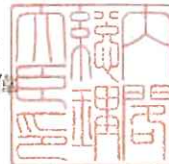
金額 31,100 円-

「日本財団」への寄付金として上記の金額正に領収いたしました

日本財団は所得税法、法人税法に規定する特定公益増進法人に該当します。

本寄附金は所得税法第78条に規定する特定寄附金、法人税法第37条第4項に規定する寄附金(特定公益増進法人等に対する寄附金として一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められる)、並びに租税特別措置法第70条第1項の適用を受けることができる寄附金に該当します。

当財団に対する寄附金は所得税法の特例として租税特別措置法第41条の18の3に規定する所得税額の特別控除対象寄附金に該当します。また、当財団は租税特別措置法施行令第40条の3第3号に該当します。本領収書は確定申告の際にその証拠資料となりますので大切に保管してください。

公益財団法人 日本財団 会長 笹川 陽平
〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 TEL:03-6229-5111府 益 担 第 803 号
令和 3 年 8 月 19 日公益財団法人日本財団
代表者 笹川 陽平 殿内閣総理大臣
菅 義偉

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年8月19日 から 令和8年8月18日 まで

日本財団チャリティー自販機寄付金明細

No.	自販機ID	設置先名称	入金日	入金額
1	11140	東京自動車販売協会街 2 階 C 3	2024/04/19 ~ 2025/03/19	31,100
合計				31,100

※寄付日は「日本財団への入金日」となります。オンラインの場合、ご決済から入金まで最長1か月頂いております。